

# 2026年 平群町生活応援クーポン券 取扱店舗募集要項

## 1. 事業の目的、概要

物価高騰の影響を受けている家計への生活者支援を目的に、町内の事業所や店舗での取引に利用可能な地域振興券(以下、「生活応援クーポン券」という。)を配布するもの

## 2. 生活応援クーポン券の概要

地域振興券名称: 平群町生活応援クーポン券

発行者: 平群町

ひとりあたりの券面額: 10,000円(1,000円券×6枚、500円券×8枚)

配布対象者: 令和8年2月1日時点において、町に住民登録のある全ての住民

配布先: 全世帯主宛(世帯員全員分をまとめて郵送)

利用方法: 取扱店舗等での商品の購入等の取引において、使用するものとする。

取扱店舗等負担: なし

生活応援クーポン券利用期間: 令和8年4月1日(水)～令和8年8月31日(月)

生活応援クーポン券換金期間: 令和8年4月30日(木)～令和8年9月15日(火)(予定)

※毎月15日・月末を予定しています

生活応援クーポン券換金方法: クーポン券を各店舗で取りまとめ、平群町生活応援クーポン券事務局に請求し、後日、振り込みされる。(予定)

## 3. 生活応援クーポン券取り扱い事項

- ・生活応援クーポン券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用できます。
- ・生活応援クーポン券の受け取りを拒むことはできません。(利用期限を過ぎた生活応援クーポン券は受け取らないでください。)
- ・お買い物など1円以上のお会計に生活応援クーポン券を利用できるものとします。まとめて2枚以上の使用も可としますが、特定取引では釣銭は支払われません。
- ・生活応援クーポン券と現金の交換はできません。
- ・生活応援クーポン券の利用対象外の商品を定める場合(特売品など)は、利用不可であることが分かるよう明示をしてください。
- ・生活応援クーポン券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。

## 4. 生活応援クーポン券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの

- ・医療費・薬など保険適用されるもの
- ・たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。)第 2 条に規定する営業に係る支払い
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い
- ・現金との換金、金融機関等への預け入れ
- ・生活応援クーポン券の交換又は売買
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品等
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・その他この生活応援クーポン券の交付趣旨にそぐわないもの

## 5. 取扱店舗等の要件

平群町に事業所、店舗等を有する事業者で、町内の事業所、店舗等に限って生活応援クーポン券の取り扱うことができる者。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (4) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (5) 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 6. 取扱店舗等登録について

### (1) 登録方法

取扱店舗等登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、平群町生活応援クーポン券事務局又は専用申し込みフォームよりお申し込みください。

### (2) 取扱店舗等の登録申込期間

第1次申込期間:募集開始日 ~ 令和8年2月20日(金)

第2次申込期間:令和8年2月21日(土) ~ 令和8年3月31日(火)

※第1次申込期間中に受付し、登録された取扱店舗等は一覧表を作成し、生活応援クーポン券の郵送時に同封します。第2次申込受付分は、ホームページで随時公開します。

### (3) 取扱店舗等の登録 登録申込のあった店舗等については、平群町での審査を経て取扱店舗等として登録します。なお、登録後であっても申込内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

## 7. 取扱店舗等の責務等

- ・取扱店舗等は、利用できる店舗等であることを明示するため、町が発行する「取扱店舗等表示ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)
- ・利用者が使用される生活応援クーポン券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽造防止対策がない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたものと判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨町役場にも報告してください。
- ・生活応援クーポン券の再利用、交換、譲渡、売買はできません。取引により生活応援クーポン券を受け取ったときは、再流出の防止に努めてください。

## 8. その他留意事項

- ・詳細な生活応援クーポン券の換金方法については、取扱店舗等としての登録完了後に、平群町生活応援クーポン券事務局より案内させていただく予定です。
- ・その他「取扱店舗募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、平群町役場内で協議の上、その対応を決定します。

## 9. お問い合わせ先

平群町観光産業課 観光・商工係  
〒636-8585 平群町吉新 1-1-1  
TEL:0745-45-1017  
FAX:0745-45-0211  
時間:8:30~17:15